



第94回 定時株主総会招集ご通知添付書類

第94期報告書

2018年4月1日から2019年3月31日まで

目次

- ◆ 事業報告 2
- ◆ 連結計算書類 37
- ◆ 計算書類 40
- ◆ 監査報告 43
- ◆ (ご参考) 47

企業理念

人と社会と地球のために

ビジョン

ユニークな技術により、
人と社会と地球のために
新たなマテリアルを創造し、
循環型社会に貢献する
リーディングカンパニー

表紙の写真

■ 高機能製品 糸（三菱伸銅株） ■ 加工事業 超硬切削工具（筑波製作所、岐阜製作所、明石製作所） ■ 金属事業 電気銅（直島製錬所） ■ セメント事業 ロバートソン・レディ・ミックス社の生コン車（米国カリフォルニア州） ■ その他の事業 大湯発電所（秋田県鹿角市）



取締役社長 小野直樹

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに第94期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の報告書をお届けいたします。

2019年5月

① 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

【当社グループの業績は、超硬製品やセメント関連の需要が堅調に推移したものの、銅価格の下落、エネルギーコストの上昇や、金属事業における製錬コストの増加及び期末棚卸による棚卸減耗損の発生等の影響により、営業利益及び経常利益が減少。】

当連結会計年度における世界経済は、アジア地域では、中国において景気に減速傾向がみられたものの、タイ、インドネシアにおいては緩やかな回復がみられました。米国では、着実な景気の回復が続きました。

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善傾向にあるなか、設備投資に増加の動きがみられた一方で、企業収益の改善や鉱工業生産の増加に減速傾向がみられました。

当社グループを取り巻く事業環境は、超硬製品やセメント関連の需要が堅調に推移したものの、銅価格の下落やエネルギーコストの上昇等の影響がありました。

このような状況のもと、当社グループは、10年後を見据えた長期経営方針及び成長戦略の立案・実行に重点を置いた中期経営戦略（2017-2019年度）に基づき、「成長への変革」をテーマに企業価値の向上に向けて、全社方針として掲げている「事業ポートフォリオの最適化」、「事業競争力の徹底追求」及び「新製品・新事業の創出」に向けた諸施策を引き続き推進してまいりました。

この結果、当連結会計年度は、連結売上高は1兆6,629億90百万円（前年度比4.0%増）となりましたが、金属事業における製錬コストの増加及び期末棚卸による棚卸減耗損の発生等の影響によ

り、連結営業利益は368億61百万円（同49.4%減）、連結経常利益は506億79百万円（同36.3%減）となりました。また、当事業年度の業績及び今後の業績の見通し等を踏まえ、繰延税金資産の回収可能性について慎重に検討した結果、当社個別の繰延税金資産のうち、87億円を取り崩しました。これにより、親会社株主に帰属する当期純利益は12億98百万円（同96.2%減）となりました。

なお、当社個別の売上高は8,528億20百万円（前年度比1.9%減）、営業損失は109億49百万円（前年度は137億32百万円の営業利益）、経常利益は51億69百万円（同83.5%減）、当期純損失は135億68百万円（前年度は255億30百万円の当期純利益）となりました。

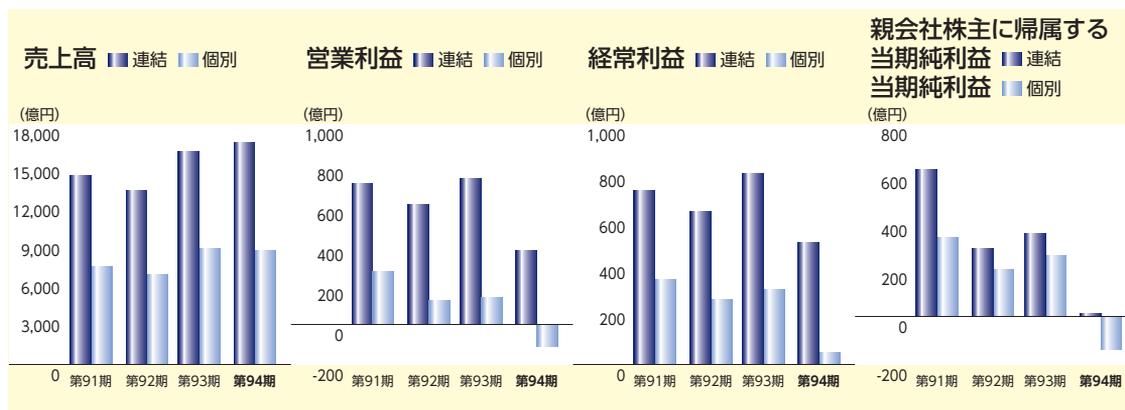
当社は、定款に基づき取締役会決議により剰余金の配当等を行うこととしております。当社では、株主の皆様に対する利益還元は経営の最重要目的の一つであるという認識のもと、中期経営戦略（2017-2019年度）期間中の利益配分につきましては、配当金額は1株当たり年間80円とし、連結配当性向が25%を下回る場合は、25%まで一時的な増配または自己株式の取得を行う方針としております。この方針に基づき、当事業年度の配当金につきましては、2019年5月13日開催の取締役会の決議により期末配当を40円とし、中間配当の40円と合わせ、1株当たり80円（前年度と同額）とさせていただきます。

なお、当事業年度の業績の状況を踏まえ、取締役社長及び役付執行役員8名について、報酬を一部返上するとともに当事業年度に係る賞与を支給とすることといたしました。

(連 結)	第 91 期 (2015.4~2016.3)	第 92 期 (2016.4~2017.3)	第 93 期 (2017.4~2018.3)	第 94 期 (2018.4~2019.3)
売 上 高 (百万円)	1,417,895	1,304,068	1,599,533	1,662,990
営 業 利 益 (百万円)	70,420	59,761	72,819	36,861
経 常 利 益 (百万円)	72,442	63,925	79,621	50,679
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	61,316	28,352	34,595	1,298

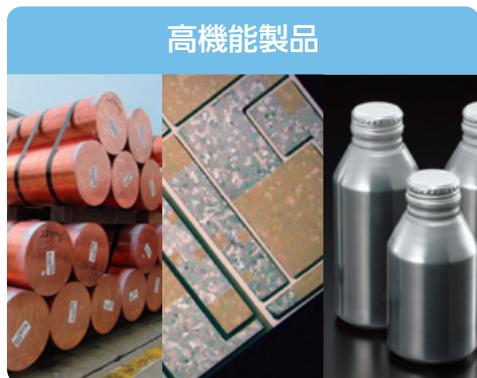
(個 別)	第 91 期 (2015.4~2016.3)	第 92 期 (2016.4~2017.3)	第 93 期 (2017.4~2018.3)	第 94 期 (2018.4~2019.3)
売 上 高 (百万円)	735,501	674,515	869,677	852,820
営 業 利 益 (百万円) (△ は 営 業 損 失)	26,478	12,120	13,732	△10,949
経 常 利 益 (百万円)	35,409	27,202	31,370	5,169
当 期 純 利 益 (百万円) (△ は 純 損 失)	33,001	19,701	25,530	△13,568
1 株 当 たり 配 当 金 (円)	10	60注	80	80

注：2016年10月1日を効力発生日として、普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したため、第92期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり配当金を算定しております。



次に、当社グループの事業別概況をご報告申し上げます。

※当社は、2018年10月1日付で実施した事業部門組織の一部変更に伴い、セグメントの区分を従来の「セメント事業」、「金属事業」、「加工事業」、「電子材料事業」、「アルミ事業」及び「その他の事業」から、「高機能製品」、「加工事業」、「金属事業」、「セメント事業」及び「その他の事業」に変更しております。なお、前年度との比較数値については、前年度の数値を変更後の区分に組み替えて表示しております。



写真：左：ビレット（堺工場）、中央：絶縁放熱基板（三田工場静岡DBAセンター）、右：飲料用アルミ缶（ユニバーサル製缶株式会社）

【銅加工品は、原材料コストの増加等により、減益。電子材料は、光通信機器向け製品等の販売が減少したことから、減益。アルミ製品は、エネルギーコストの上昇等により、減益。】

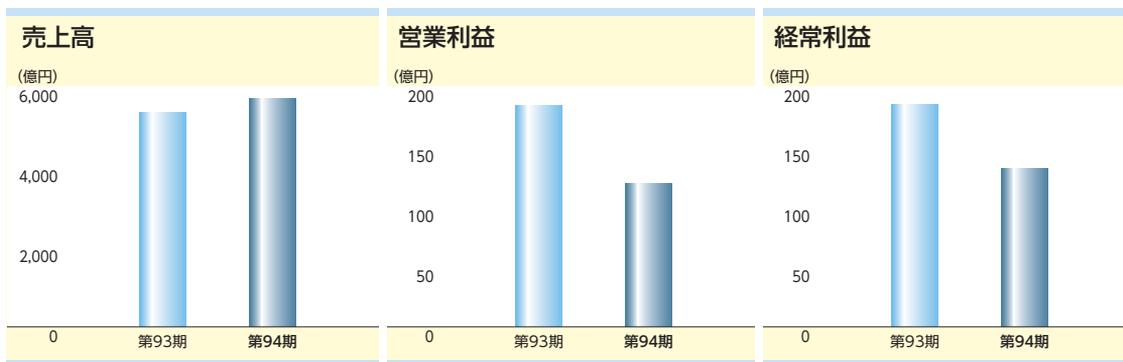
銅加工品は、MMCカップパープロダクツ社が期初から連結業績に寄与したことなどにより増収となったものの、原材料コストの増加等により、増収減益となりました。

電子材料は、ディスプレイ向け製品、スマートフォン用LSI向け製品及び光通信機器向け製品等の販売が減少したことから、減収減益となりました。

アルミ製品は、飲料用ボトル缶並びに圧延・加工品である自動車向け押出製品及び印刷版用板製品等の販売数量が減少したものの、アルミ地金の価格が上昇したことから売上高は増加しました。一方で、エネルギーコストが上昇しました。この結果、増収減益となりました。

以上により、前年度に比べて事業全体の売上高は増加したものの、営業利益は減少しました。経常利益は、営業利益が減少したことから、減少しました。

この結果、当事業の当連結会計年度の売上高は5,709億90百万円（前年度比6.5%増）、営業利益は119億79百万円（同35.1%減）、経常利益は132億27百万円（同28.5%減）となりました。



加工事業



写真：北米テクニカルセンター
(米国ノースカロライナ州)

超硬製品は、国内、欧米、中国及び東南アジア等の市場における販売が堅調に推移したことから、増収増益となりました。

焼結製品等は、主要製品である焼結部品が国内及び北米で需要増加となり、増収となりましたが、品質検査及び出荷に係る費用の増加により損失が拡大しました。

以上により、前年度に比べて事業全体の売上高は増加したものの、営業利益は減少しました。経常利益は、営業利益が減少したことから、減少しました。

この結果、当事業の当連結会計年度の売上高は1,715億51百万円（前年度比6.4%増）、営業利益は167億71百万円（同9.7%減）、経常利益は156億9百万円（同7.1%減）となりました。

【超硬製品は、国内外の販売の堅調な推移により、増益。焼結製品等は、焼結部品の需要が増加したものの、品質検査及び出荷に係る費用の増加により、損失が拡大。】



金属事業



写真：銅熔錬工場（直島製錬所）

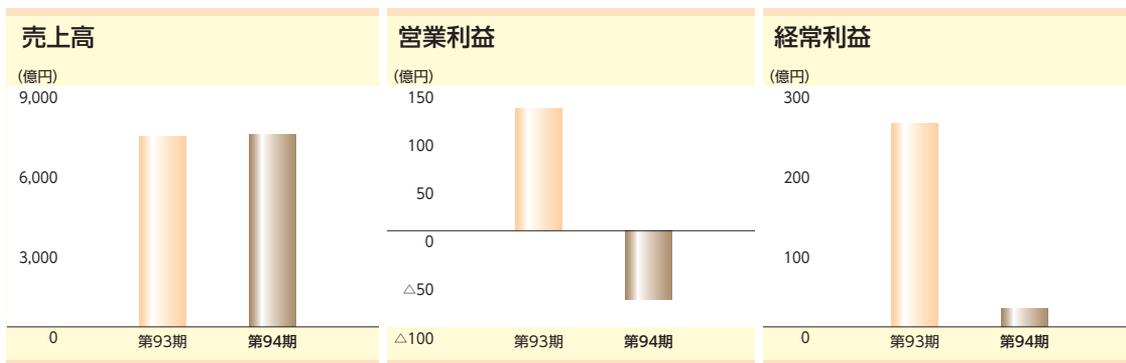
銅地金は、インドネシア・カパー・スマルティング社及び直島製錬所において定期炉修を実施したことなどにより生産量が減少したほか、製錬コストの増加等により、減収減益となりました。

金及びその他の金属は、原料中の含有量の増加により金が増産となったものの、期末棚卸による棚卸減耗損の発生等により、増収減益となりました。

以上により、前年度に比べて事業全体の売上高は増加したものの、営業利益は減少しました。経常利益は、営業利益や受取配当金が減少したことから、減少しました。

この結果、当事業の当連結会計年度の売上高は7,200億97百万円（前年度比0.7%増）、営業損失は71億57百万円（前年度は127億88百万円の営業利益）、経常利益は23億23百万円（同90.9%減）となりました。

【銅地金は、国内外の製錬所における定期炉修の実施や製錬コストの増加等により、減益。金及びその他の金属は、期末棚卸による棚卸減耗損の発生等により、減益。】



セメント事業



写真：九州工場（福岡県京都郡苅田町）

国内では、首都圏において東京五輪関連施設等の工事、北陸地区において北陸新幹線延伸工事がそれぞれ堅調に推移したものの、エネルギーコスト上昇等の影響により増収減益となりました。

米国では、生コンの販売価格が上昇したものの、燃料費等が上昇したことから、増収減益となりました。

以上により、前年度に比べて事業全体の売上高は増加したものの、営業利益は減少しました。経常利益は、営業利益が減少したことから、減少しました。

この結果、当事業の当連結会計年度の売上高は1,982億91百万円（前年度比3.1%増）、営業利益は134億79百万円（同30.6%減）、経常利益は154億47百万円（同26.6%減）となりました。

【国内では、エネルギーコスト上昇等により、減益。米国では、燃料費等の上昇により、減益。】



その他の事業



写真：東北電力所（秋田県鹿角市）

エネルギー関連は、原子力関連の販売が減少したものの、石炭の販売価格が上昇したことに加えて、水力発電事業及び地熱発電所への蒸気供給事業が堅調に推移したことから、減収増益となりました。

環境リサイクルは、処理量が増加したものの、新規事業の立ち上げに伴うコストの発生により、増収減益となりました。

エネルギー関連及び環境リサイクル以外の事業は、合算で増収増益となりました。

以上により、前年度に比べてその他の事業全体の売上高は増加したものの、営業利益は減少しました。経常利益は、持分法による投資損失が減少した影響により、増加しました。

この結果、その他の事業の当連結会計年度の売上高は2,557億20百万円（前年度比2.5%増）、営業利益は131億71百万円（同0.1%減）、経常利益は146億56百万円（同76.3%増）となりました。

【エネルギー関連は、石炭販売価格の上昇や、水力発電事業及び地熱発電所への蒸気供給事業の堅調な推移により、増益。環境リサイクルは、新規事業の立ち上げに伴うコストの発生により、減益。エネルギー関連及び環境リサイクル以外の事業は、増益。】



当連結会計年度における事業別売上高、営業利益（△は営業損失）及び経常利益は次のとおりであります。

事業	項目	第93期(2017.4~2018.3)		第94期(2018.4~2019.3)		金額増減比 (%)
		金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	
高機能製品	売上高	536,083	33.5	570,990	34.3	6.5
	営業利益	18,465	25.4	11,979	32.5	△35.1
	経常利益	18,491	23.2	13,227	26.1	△28.5
加工	売上高	161,177	10.1	171,551	10.3	6.4
	営業利益	18,566	25.5	16,771	45.5	△9.7
	経常利益	16,808	21.1	15,609	30.8	△7.1
金属	売上高	715,340	44.7	720,097	43.3	0.7
	営業利益	12,788	17.6	△7,157	△19.4	-
	経常利益	25,400	31.9	2,323	4.6	△90.9
セメント	売上高	192,378	12.0	198,291	11.9	3.1
	営業利益	19,428	26.7	13,479	36.6	△30.6
	経常利益	21,044	26.4	15,447	30.5	△26.6
その他	売上高	249,503	15.6	255,720	15.4	2.5
	営業利益	13,187	18.1	13,171	35.7	△0.1
	経常利益	8,312	10.4	14,656	28.9	76.3
消去または 全社 ^注	売上高	△254,949	△15.9	△253,660	△15.3	△0.5
	営業利益	△9,616	△13.2	△11,381	△30.9	18.3
	経常利益	△10,436	△13.1	△10,584	△20.9	1.4
合計	売上高	1,599,533	100.0	1,662,990	100.0	4.0
	営業利益	72,819	100.0	36,861	100.0	△49.4
	経常利益	79,621	100.0	50,679	100.0	△36.3

注：各事業間の売上高、営業利益及び経常利益は、「消去または全社」にて控除しております。

(2) 企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度の主な資金調達につきましては、コマーシャル・ペーパーの発行及び銀行借入により行いました。なお、当連結会計年度末の借入金（社債を含む）は、前年度末比で266億67百万円減少し、4,947億67百万円となりました。

(3) 企業集団の設備投資の状況

当社グループにおける設備投資は、有利子負債の削減に努めるなか、収益及び成長が見込まれる分野への投資案件を厳選した上で、実施内容を決定しております。

当連結会計年度の設備投資は、各事業における既存設備の維持・補修工事に加えて、生産設備の増強・合理化等を実施してまいりました結果、設備投資額は、1,034億18百万円となりました。

当連結会計年度における事業別の設備投資は、次のとおりであります。

● 高機能製品

当事業全般における既存設備の維持・補修工事に加えて、飲料用アルミボトル缶の生産設備の増強工事等を実施いたしました。

当事業における設備投資額は、261億20百万円であります。

● 加工事業

当事業全般における増産対応のための設備増強及び合理化工事に加えて、既存設備の維持・補修工事を実施いたしました。

当事業における設備投資額は、228億10百万円であります。

● 金属事業

銅製錬設備の維持・補修工事を実施いたしました。

当事業における設備投資額は、292億74百万円であります。

● セメント事業

国内における産業廃棄物処理設備増強工事に加えて、国内及び米国を中心に既存設備の維持・補修工事を実施いたしました。

また、東京湾岸エリアにおける生コンの販売力強化と販売拠点維持を目的に生コン工場を建設いたしました。

当事業における設備投資額は、165億85百万円であります。

● その他の事業

既存設備の維持・補修工事を実施いたしました。

その他の事業における設備投資額は、86億26百万円であります。

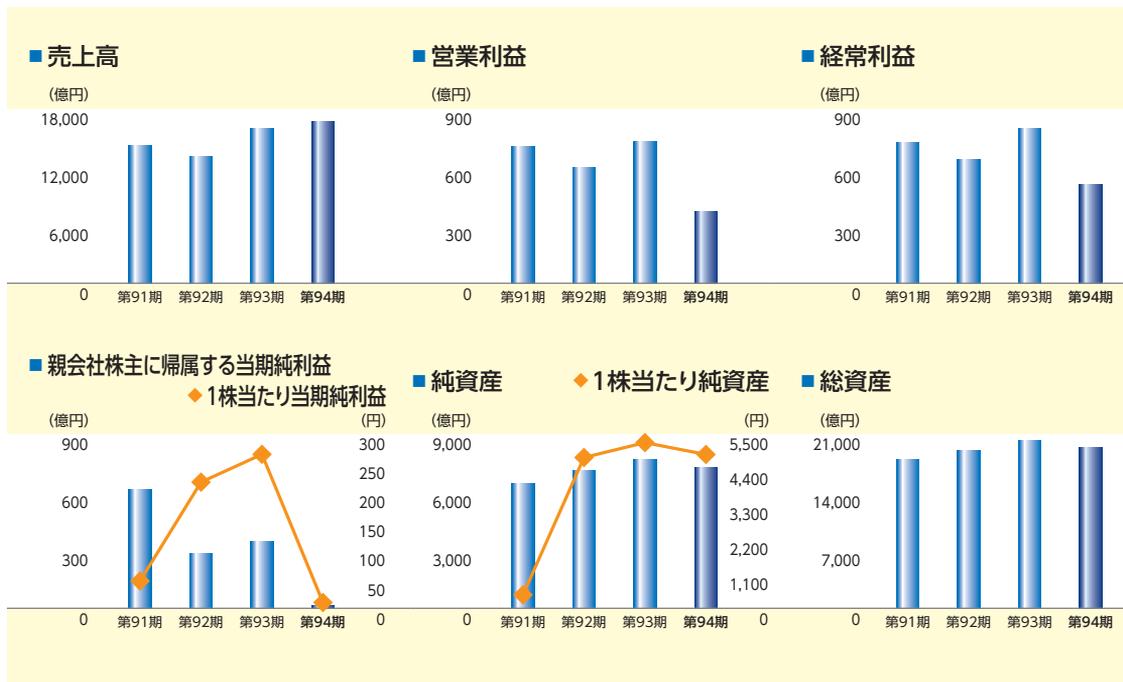
(4) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移（連結）

	第 91 期 (2015.4～2016.3)	第 92 期 (2016.4～2017.3)	第 93 期 (2017.4～2018.3)	第 94 期 (2018.4～2019.3)
売上高 (百万円)	1,417,895	1,304,068	1,599,533	1,662,990
営業利益 (百万円)	70,420	59,761	72,819	36,861
経常利益 (百万円)	72,442	63,925	79,621	50,679
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	61,316	28,352	34,595	1,298
1株当たり当期純利益 (円)	46.80	216.44 ^{注1}	264.15	9.92
純資産 (百万円)	645,017	710,195	768,495	723,337
1株当たり純資産 (円)	423.83	4,743.27 ^{注1}	5,211.20	4,838.31
総資産 (百万円)	1,793,375	1,896,939	2,011,067 ^{注2}	1,938,270

注1：2016年10月1日を効力発生日として、普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したため、第92期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

注2：『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度の数値については、当該会計基準を遡って適用した後の数値を表示しております。



②当社の財産及び損益の状況の推移（個別）

	第 91 期 (2015.4～2016.3)	第 92 期 (2016.4～2017.3)	第 93 期 (2017.4～2018.3)	第 94 期 (2018.4～2019.3)
売 上 高 (百万円)	735,501	674,515	869,677	852,820
営 業 利 益 (△ は 営 業 損 失) (百万円)	26,478	12,120	13,732	△10,949
経 常 利 益 (百万円)	35,409	27,202	31,370	5,169
当 期 純 利 益 (△ は 純 損 失) (百万円)	33,001	19,701	25,530	△13,568
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (△ は 純 損 失) (円)	25.19	150.40 ^{注1}	194.93	△103.61
純 資 産 (百万円)	435,094	477,706	533,103	463,862
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	332.13	3,647.06 ^{注1}	4,070.58	3,542.19
総 資 産 (百万円)	1,158,968	1,265,120	1,355,347 ^{注2}	1,269,756

注1：2016年10月1日を効力発生日として、普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したため、第92期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

注2：『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用しており、前事業年度の数値については、当該会計基準を遡って適用した後の数値を表示しております。

(5) 企業集団が対処すべき課題

①品質管理を含むグループガバナンス体制強化のための施策について

2017年11月から2018年6月にかけて公表いたしました、当社グループにおいて過去に製造販売した製品の一部について、検査記録データの書き換えや検査の一部不実施等の不適切な行為により顧客の規格値または社内仕様値を逸脱した製品等を出荷した事案並びに当社直島製錬所において銅スラグ骨材のJIS認証の取り消し処分を受けた事案につきましては、お客様、株主様をはじめ、関係各位に多大なるご迷惑をおかけしたことを改めて深くお詫び申し上げます。

これらの事案に関連して、当社連結子会社である三菱電線工業(株)、(株)ダイヤメット及び三菱

アルミニウム(株)は、2019年2月に不正競争防止法違反により東京簡易裁判所から有罪判決を受けました。

他方では、これらの事案に関しては、これまで、お客様のご協力を得て安全性の確認を進めてきましたが、すべてのお客様について、安全性に関する主要な事項について問題ないことを確認しております。

当社及び当社グループとしては、今後このような事態を再び繰り返すことがないように、以下の「当社グループの品質管理に係るガバナンス体制の再構築策」及び「当社グループのガバナンス体制の強化策」を引き続き遂行、深化させてまいります。

(イ) 当社グループの品質管理に係るガバナンス体制の再構築策

- A) 受注時のフロントローディングシステムの浸透
- B) 品質管理部門の体制・権限の強化
- C) 品質教育の拡充
- D) 検査設備自動化の推進
- E) 品質監査の強化
- F) 外部コンサルタントの活用

(ロ) 当社グループのガバナンス体制の強化策

- A) ガバナンス関係事項に係る審議・報告・フォローアップ体制の強化
- B) 管理部門における機能の強化及び事業部門との連携の強化
- C) 人材育成の強化と人材交流の活性化
- D) 監査の強化
- E) 事業最適化の観点からの検討

② 全社課題

【当社グループは、事業ポートフォリオの最適化、事業競争力の徹底追求、新製品・新事業の創出により、国内外の主要マーケットにおけるリーディングカンパニーになるとともに、高い収益性・効率性、市場成長率を上回る成長を目指す。】

今後の世界経済につきましては、米国の経済成長の堅調な推移が期待されるものの、足許で米国の一部指標で減速傾向がみられるほか、通商問題

の拡大や中国経済の減速の影響等が懸念され、世界経済の先行きが不透明な状況にあります。

今後のわが国経済につきましては、雇用・所得環境の改善が続き、内需を中心に緩やかな回復が継続することが期待されるものの、海外経済の減速を背景とした輸出の減少が懸念されるほか、海外の政治や経済の動向がわが国の景気の下振れリスクとなる可能性があります。

今後の当社グループを取り巻く事業環境につきましては、国内経済の先行きの不透明さに加えて、エネルギーコストの上昇や、人手不足の深刻化等が懸念されます。

こうしたなかで、当社グループは、次のとおり、10年後を見据えた「長期経営方針」と2017年度から2019年度までを対象とした「中期経営戦略」に基づき、「成長への変革」をテーマに企業価値の向上に向けて、諸施策を実施してまいります。

(イ) 長期経営方針

当社グループは、「人と社会と地球のために」という企業理念のもと、「ユニークな技術により、人と社会と地球のために新たなマテリアルを創造し、循環型社会に貢献するリーディングカンパニー」をビジョンとしております。

このビジョンの実現に向けて、長期経営方針として、中長期の目標（目指す姿）及び全社方針を以下のとおり定めております。

<中長期の目標（目指す姿）>

- ・国内外の主要マーケットにおけるリーディングカンパニー

- ・高い収益性・効率性の実現
- ・市場成長率を上回る成長の実現

<全社方針>

- ・事業ポートフォリオの最適化
- ・事業競争力の徹底追求
- ・新製品・新事業の創出

(ロ) 中期経営戦略（2017年度から2019年度） における経営方針

中期経営戦略では、長期経営方針に定める全社方針を以下のとおり推進いたします。なお、当社の前中期経営計画の課題である「外部環境変化への対応」及び「戦略重視の体制づくり」を推進するため、従来の財務計画主体の「中期経営計画」から、成長戦略の立案・実行に重点を置いた「中期経営戦略」に変更いたしました。

A) 事業ポートフォリオの最適化

当社グループの事業を「安定成長事業」、「成長促進事業」及び「収益改善事業」の3つのカテゴリーに分け、各事業の特性に適した方向性を定め、課題を明確化した上で、事業の選択と集中を推進し資本効率の改善を図ります。安定成長事業は、セメント事業、金属（製錬）事業、リサイクル事業及び再生可能エネルギー事業で、コスト競争力の維持・向上等により、事業基盤の強化を図ります。成長促進事業は、金属（銅加工）事業及び加工事業で、周辺分野の事業展開やグローバル事業展開を図り、市場成長率を上回る成長を目指します。収益改善事業は、電子材料事業及びアルミ事

業で、課題の解決に向け迅速に取り組み、今後の成長の方向性を定めます。

B) 事業競争力の徹底追求

コーポレート部門による支援体制の拡充により技術経営資源を最適活用し、事業部門の「ものづくり」の改善・革新等を行います。これにより、事業環境の変化を先取りし、他社よりも一歩抜きんでた存在になるための「別格化」や新製品・新製造技術の開発等の「新展開」を図り、事業競争力を徹底追求してまいります。

C) 新製品・新事業の創出

将来の収益基盤となる新しいビジネスの創出のため、当社グループが捉えるべき重要な社会ニーズを「次世代自動車」、「IoT・AI」及び「持続可能な豊かな社会の構築」とし、持続的成長の核となる新製品・新事業を創出・育成してまいります。

また、以下を重点戦略とし、具体的施策を推進いたします。

- ・イノベーションによる成長の実現
- ・循環型社会の構築を通じた価値の創造
- ・成長投資を通じた市場プレゼンスの拡大
- ・継続的な改善を通じた効率化の追求

③事業別課題

●高機能製品

銅加工品は、自動車向け製品等の需要が引き続き安定して推移すると見込まれます。このような状況のもと、昨年度より連結化したMMCカッププロダクツ社との事業シナジーを創出するとともに、引き続き技術力と開発力を活かした高付加価値製品の開発を迅速に進めて販売競争力を高め、収益力を強化してまいります。

電子材料は、家電及び車載向け製品の需要の増加が見込まれるほか、2019年度後半からは、半導体装置関連製品の需要回復も期待されます。このような状況のもと、各市場において顧客のニーズを先取りして、コアとなる技術力の活用並びに販売競争力及び顧客への提案力を高め、収益力を強化してまいります。また、多結晶シリコンについては、厳しい事業環境が続くことが見込まれますが、安全・安定操業を最優先に事業基盤の確立に向けて、品質向上、コスト削減に努めてまいります。

アルミ製品は、圧延・加工品である自動車向け熱交換材及びリチウムイオン電池箔の需要増加が見込まれることから、生産能力増強と生産性向上に努めるとともに、北米をはじめとしたグローバル供給体制の確立、高付加価値製品の開発を進めてまいります。また、飲料用ボトル缶については、大型化や多形状化等多様な製品の開発と拡販を進め、競争力の維持・向上に努めてまいります。

●加工事業

超硬製品の市場環境は、中国経済の減速による影響が懸念されるものの、全体としては堅調に推移することが見込まれます。このような状況のもと、引き続き成長性の高い産業や地域に狙いを絞り、効果的な営業活動を展開してまいります。特に、成長段階に位置する航空宇宙産業については、経営資源を優先的に投入し、製造・開発・販売面の機能強化を図ってまいります。切削工具に関しては、DIAEDGE（三菱マテリアル(株)）及びMOLDINO（三菱日立ツール(株)）の2つのブランドのもと、顧客の真のパートナーとして信頼を得られるよう、顧客視点に立ったソリューション提供に取り組んでまいります。特に、技術拠点については、世界の主要地域において新設及び機能・能力の増強を進めており、今後もこれを継続してまいります。また、主原料であるタングステン及びコバルトの調達については、調達リスク及び調達コストの低減を図るべく、タングステンリサイクル量の増加や、原料調達ソースの多様化に努めてまいります。

焼結製品等については、引き続き、自動検査機の導入による省力化や歩留改善施策を進めることにより、品質及び生産性の向上を図り、収益の改善に努めてまいります。なお、焼結部品を製造・販売する(株)ダイヤモンドは、継続的な営業損失及び固定資産の減損損失の計上により債務超過になっていることから、当社は、同社に対して融資枠を設定の上、融資を行っております。

● 金属事業

銅精鉱は、中国・インド等における新規製錬所立ち上げや既存製錬所拡張に伴う需要増加に対して、鉱山側の供給能力が不足し、短期的には買鉱条件の悪化が見込まれます。

銅地金は、電線分野では東京五輪や首都圏再開発関連、伸銅分野では、多少頭打ち感はあるものの、車載品向けを中心に堅調な需要環境が見込まれますが、先行き不透明な米中通商問題、英国のEU離脱、中国経済の減速が需要や相場の下振れ要因となり得ることから、今後の動向を注視してまいります。

このような状況のもと、鉱山部門では、既存案件の改善や新規案件の開拓に取り組み、不純物の少ないクリーンな銅精鉱を製錬所へ安定的に供給することで、製錬所操業の基礎を支えます。なお、新規案件のサフラナルプロジェクト（ペルー）は、2019年内にフィージビリティスタディを完了し、環境許認可の取得作業に移る計画です。

製錬部門では、金銀滓（E-Scrap）の処理能力拡大を図るべく、設備改善や集荷体制の強化を推進した結果、当社グループの金銀滓処理能力は年間16万トンに達する見込みとなりました。今後は、世界トップクラスの集荷量・処理量を最大限に活用して収益力の強化を図ってまいります。

一方で、金銀滓処理量の増加に伴い、製錬工程に投入される不純物の量や種類が多くなり、有価金属の回収効率の低下が生じていることから、これに対応した設備増強等による操業の改善を行い、一定の効果を上げております。また、受入れ品の置場管理の適正化、棚卸資産の管理強化等も併せて実施しております。今後も、継続的に更なる改善に取り組み、金銀滓処理技術の高度化を推進してまいります。また、多様な原料処理で複雑化しつつあるマテリアルバランスの最適化を図るべく、各生産拠点の連携強化を推進し、より効率的な有価金属の回収体制の構築に取り組んでまいります。

● セメント事業

国内では、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく公共工事の増加や、首都圏再開発工事、新幹線建設工事等に関連する需要が見込まれるものの、人手や輸送能力の不足による工期の遅れも懸念されることから、2019年度のセメント国内需要は、2018年度並みの4,250万トン程度を想定しております。このような状況のもと、当社としては、大型プロジェクト需要を確実に取り込み、販売数量の確保に努めてまいります。

米国では、政府のインフラ投資政策等を背景に公共工事が増加基調にあることから、セメント・生コンの需要が堅調に推移すると見込んでおります。人件費や燃油・エネルギーコストの増加要因もありますが、顧客への適切な価格転嫁を実施するとともに、セメントにおいては工場の設備改善によるコスト削減を、生コンにおいては新規生コン工場の稼働による拡販等をそれぞれ実現し、更なる増収増益を目指します。

以上の諸施策の実施により、当社グループの総力を結集し、複合事業体の価値創造を推進してまいりますので、株主の皆様におかれましては、倍旧のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 企業集団の主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当社グループは、銅加工品・電子材料・アルミ製品等の製造・販売、超硬製品・焼結製品等の製造・販売、銅・金・銀等の製錬・販売、セメント・生コンクリート等の製造・販売等を主に営んでおります。事業別の主要製品等は、次のとおりであります。

事業	主要製品等
高機能製品	銅加工品（銅ケーク・ビレット、伸銅製品、銅荒引線等）、電子材料（機能材料、化成品、電子デバイス、多結晶シリコン等）、アルミ製品（飲料用アルミ缶胴・蓋・キャップ、アルミ圧延品、アルミ加工品等）等
加工	超硬製品（超硬工具、超硬合金等）、焼結製品（焼結部品等）等
金属	銅、金、銀、鉛、錫、硫酸
セメント	普通ポルトランドセメントその他各種セメント、セメント系固化材、骨材、生コンクリート
その他	エネルギー関連（石炭、地熱・水力発電、原子燃料サイクル分野における調査・研究・設計・運転等の受託等）、貴金属（貴金属製品、宝飾品等）、環境リサイクル関連（家電リサイクル等）、不動産（不動産管理、山林事業）、その他（エンジニアリング、地質調査、資源探査、コンサルティング等）

(7) 企業集団の主要な営業所及び工場 (2019年3月31日現在)

① 当社

本社 ^注	東京都千代田区丸の内三丁目2番3号
工場等	高機能製品 堺工場（大阪府）、三田工場（兵庫県）、セラミック工場（埼玉県）、四日市工場（三重県）
	加工 筑波製作所（茨城県）、岐阜製作所、明石製作所（兵庫県）
	金属 秋田製錬所、直島製錬所（香川県）、生野事業所（兵庫県）
	セメント 青森工場、岩手工場、横瀬工場（埼玉県）、東谷鉱山（福岡県）、九州工場（福岡県）
	その他 さいたま総合事務所、生産技術センター（埼玉県）、エネルギー事業センター（埼玉県）
支社・支店	札幌支店、東北支店（宮城県）、名古屋支店、大阪支社、九州支店（福岡県）
研究所	中央研究所（茨城県）
海外事務所	バンクーバー事務所（カナダ）、チリ事務所、ロンドン事務所（英国）

注：2019年3月18日付で、本社を移転いたしました。

②主要な子会社

関係事業	会社名注
高機能製品	三菱伸銅(株) (東京都)、MMCカップパープロダクツ社 (フィンランド)、ユニバーサル製缶(株) (東京都)、三菱アルミニウム(株) (東京都)、三菱電線工業(株) (東京都)、三宝メタル販売(株) (大阪府)
加工	三菱日立ツール(株) (東京都)、(株)ダイヤモンド (新潟県)、MMCハルトメタル社 (ドイツ)
金属	インドネシア・カパー・スメルティング社 (インドネシア)、小名浜製錬(株) (東京都)、マテリアルエコリファイン(株) (東京都)
セメント	MCCデベロップメント社 (米国)、ロバートソン・レディ・ミックス社 (米国)、米国三菱セメント社 (米国)
その他	三菱マテリアルトレーディング(株) (東京都)、三菱マテリアルテクノ(株) (東京都)、三菱総合材料管理 (上海) 有限公司 (中国)、(株)マテリアルファイナンス (東京都)

注：表中の「会社名」における（ ）内は、国内子会社については本社所在地、海外子会社については本社所在国であります。

(8) 企業集団及び当社の従業員の状況 (2019年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

事業	従業員数(名)注1
高機能製品注2	10,087 (442増)
加工注3	8,039 (732増)
金属注2	2,016 (46増)
セメント	4,231 (220増)
その他	3,319 (2減)
全社 (共通)注4	734 (29増)
合計	28,426 (1,467増)

注1：表中の「従業員数」における（ ）内は、前連結会計年度末比増減であります。

注2：2018年10月1日付で実施した事業部門組織の一部変更に伴い、セグメントの区分を従来の「セメント事業」、「金属事業」、「加工事業」、「電子材料事業」、「アルミ事業」及び「その他の事業」から、「高機能製品」、「加工事業」、「金属事業」、「セメント事業」及び「その他の事業」に変更いたしました。そのため、「高機能製品」及び「金属事業」のそれぞれについて、前連結会計年度末の従業員数を変更後の区分に組み替えた上で、事業別従業員数の増減を計算しております。

注3：加工事業は、MMCハードメタルインド社を連結子会社にした影響等により、従業員数が増加しております。

注4：全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

②当社の従業員の状況

従業員数(名)	前年度末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
4,807	143増	41.2	17.1

(9) 重要な子会社及び関連会社の状況 (2019年3月31日現在)

①重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率 (間接保有を含む) (%)	主要な事業内容
インドネシア・カパー・スメルティング社	326百万米ドル 注1	60.5	インドネシアにおける電気銅の製造、販売
MMCカッパープロダクツ社	160百万ユーロ 注1,2	100.0	銅加工品を製造、販売する子会社の経営管理
MCCデベロップメント社	811百万米ドル 注1	70.0	米国内生コンクリート事業等に対する投資
小名浜製錬(株)	6,999百万円	55.7	銅精鉱の受託製錬
三宝メタル販売(株)	80百万円	100.0	伸銅品・電線の販売
米国三菱セメント社	70百万米ドル 注1	67.0	米国南西部におけるセメントの製造、販売
マテリアルエコリファイン(株)	400百万円	100.0	非鉄金属の製錬、加工及びリサイクル
(株)マテリアルファイナンス	30百万円	100.0	当社及び当社関係会社に対する融資
三菱アルミニウム(株)	8,196百万円	90.4	アルミ圧延・加工品の製造、販売
三菱伸銅(株)	8,713百万円	100.0	銅加工品及び銅合金加工品の製造、販売
三菱電線工業(株)	8,000百万円	100.0	シール製品等の製造、販売
三菱日立ツール(株)	1,455百万円	51.0	超硬工具の製造、販売
三菱マテリアルテクノ(株)	1,042百万円	100.0	設備工事、土木建築工事の請負及び産業用機械の製造、販売
三菱マテリアルトレーディング(株)	393百万円	100.0	当社製品その他非鉄金属製品等の販売
ユニバーサル製缶(株)	8,000百万円	80.0	飲料用アルミ缶の製造、販売
ロバートソン・レディ・ミックス社	32百万米ドル 注1	100.0	米国南西部における生コンクリート、骨材の製造、販売

注1：払込資本金を記載しております。

注2：12月決算会社のため、2018年12月31日現在の払込資本金を記載しておりますが、2019年3月31日現在においても払込資本金に変更はありません。

②重要な関連会社の状況

会社名	資本金(百万円)	当社の出資比率 (間接保有を含む)(%)	主要な事業内容
宇部三菱セメント(株)	8,000	50.0	セメント、セメント関連製品の販売
エヌエムセメント(株)	7,001	30.0	ギソンセメントコーポレーション(ベトナム)への出資
エルエムサンパワー(株)	495	50.0	太陽光発電事業
(株)コベルコ マテリアル銅管	6,000	45.0	銅管、銅管加工品の製造、販売
(株)ピーエス三菱	4,218	33.9	プレストレスト・コンクリート工事、土木建築工事の請負及びコンクリート関連製品の販売

(10) 企業集団の主要な借入先 (2019年3月31日現在)

借入先	借入額(百万円)	当該借入先が有する当社の株式	
		持株数(千株)	持株比率(%) ^注
(株)三菱UFJ銀行	182,405	2,095	1.6
(株)みずほ銀行	42,843	157	0.1
農林中央金庫	19,261	500	0.4
(株)八十二銀行	18,201	223	0.2
(株)常陽銀行	13,980	218	0.2

注：持株比率は、自己株式(536,170株)を控除の上、計算しております。

② 株式に関する事項

(2019年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式の総数 340,000,000株 (前年度末比増減なし)
- (2) 発行済株式の総数 131,489,535株 (前年度末比増減なし)
- (3) 株主数 95,347名 (前年度末比3,385名減)
 うち単元株主数 70,630名 (前年度末比2,884名減)

(4) 大株主

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%) 注
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	8,912	6.8
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	8,328	6.4
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	5,230	4.0
明 治 安 田 生 命 保 険 株	3,101	2.4
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	2,857	2.2
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口5)	2,562	2.0
(株) 三 菱 U F J 銀 行	2,095	1.6
JP MORGAN CHASE BANK 385151	1,937	1.5
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY	1,921	1.5
三 菱 重 工 業 (株)	1,900	1.5

注：持株比率は、自己株式（536,170株）を控除の上、計算しております。

③ 当社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役会長	竹内 章		
代表取締役 取締役社長	小野直樹	全般統理	注1
代表取締役 (副社長執行役員)	飯田 修	社長補佐 技術統括本部長	
代表取締役 (専務執行役員)	鈴木康信	高性能製品カンパニー プレジデント 新規事業関係担当	
代表取締役 (常務執行役員)	岸 和博	セメント事業カンパニー プレジデント	(株)ピーエス三菱 社外取締役
代表取締役 (常務執行役員)	柴田 周	ガバナンス統括本部長 環境・エネルギー事業関係担当	
取 締 役	得能摩利子 注2、16		(株)ハピネット 社外取締役注3 ヤマトホールディングス(株) 社外取締役注4
取 締 役	渡辺博史 注2、16		公益財団法人国際通貨研究所 理事長注5
取 締 役	杉 光 注2、16		
常勤監査役	久保田 博 注6		
常勤監査役	福井総一		
常勤監査役	佐藤弘志 注7、8、16		
監 査 役	笠井直人 注7、16		笠井総合法律事務所 代表弁護士注9 第二東京弁護士会 会長注10、11 日本弁護士連合会 副会長注12、13
監 査 役	若林辰雄 注7、14、16		三菱UFJ信託銀行(株)取締役会長注15

- 注 1：取締役小野直樹氏は、2018年6月22日をもって(株)マテリアルファイナンスの取締役社長を退任いたしました。
- 注 2：取締役得能摩利子、渡辺博史、杉光の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 注 3：当社と(株)ハピネットとの間に取引関係はありません。
- 注 4：当社とヤマトホールディングス(株)との間に取引関係はありません。当社は、同社の特定子会社であるヤマト運輸(株)等との間に製品輸送委託等の取引関係がありますが、その取引額は当社の連結売上高の1%未満であります。
- 注 5：当社と公益財団法人国際通貨研究所との間に取引関係はありません。
- 注 6：監査役久保田博氏は、これまで主に経理・財務関係の部署に在籍しており、財務及び会計に関する相当の知見を有しております。
- 注 7：監査役佐藤弘志、笠井直人、若林辰雄の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 注 8：監査役佐藤弘志氏は、金融機関の監査役としての経験があり、財務及び会計に関する相当の知見を有しております。
- 注 9：当社と笠井総合法律事務所との間に取引関係はありません。
- 注 10：当社と第二東京弁護士会との間に取引関係はありません。
- 注 11：監査役笠井直人氏は、2019年3月31日をもって第二東京弁護士会の会長を退任いたしました。
- 注 12：当社と日本弁護士連合会との間に取引関係はありません。
- 注 13：監査役笠井直人氏は、2019年3月31日をもって日本弁護士連合会の副会長を退任いたしました。
- 注 14：監査役若林辰雄氏は、金融機関の経営者としての経験があり、財務及び会計に関する相当の知見を有しております。
- 注 15：当社は、三菱UFJ信託銀行(株)との間に年金資産の運用委託等の取引関係がありますが、その取引額は当社の連結売上高の2%未満であります。また、同社からの資金の借入はありません。
- 注 16：取締役得能摩利子、渡辺博史、杉光の各氏及び監査役佐藤弘志、笠井直人、若林辰雄の各氏につきましては、(株)東京証券取引所の規定に基づき独立役員（一般株主と利益相反が生じざるおそれのない社外役員）としてそれぞれ届け出ております。

なお、以下の取締役は、2019年4月1日付で次のとおり担当等が変更となりました。

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役 (常務執行役員)	柴 田 周	経営戦略本部長 関連事業関係担当	(株)マテリアルファイナンス 取締役社長

(ご参考) 執行役員の状況 (2019年4月1日現在)

地 位	氏 名	担 当
副社長執行役員	飯 田 修*	社長補佐 技術統括本部長
専務執行役員	鈴 木 康 信*	高機能製品カンパニー プレジデント 新規事業関係担当
常務執行役員	岸 和 博*	セメント事業カンパニー プレジデント
常務執行役員	柴 田 周*	経営戦略本部長 関連事業関係担当
常務執行役員	中 村 伸 一	加工事業カンパニー プレジデント
常務執行役員	安 井 義 一	人事・総務本部長
常務執行役員	佐々木 晋	ガバナンス統括本部長
常務執行役員	酒 井 哲 郎	金属事業カンパニー プレジデント
執行役員	高 柳 喜 弘	三菱電線工業(株) 取締役社長 高機能製品カンパニー バイスプレジデント
執行役員	神 田 正 明	技術統括本部 副本部長
執行役員	石 飛 益 弘	技術統括本部 副本部長
執行役員	村 上 靖 典	加工事業カンパニー バイスプレジデント
執行役員	鈴 木 徹	三菱マテリアルSEA社 取締役社長
執行役員	山 口 省 吾	環境・エネルギー事業本部長
執行役員	長谷川 隆 一	技術統括本部 生産技術部長
執行役員	長 野 潤	経営戦略本部 法務部長
執行役員	平 野 和 人	セメント事業カンパニー バイスプレジデント
執行役員	石 井 利 昇	高機能製品カンパニー 電子材料事業部長
執行役員	加 藤 秀 樹	経営戦略本部 経営企画部長
執行役員	櫻 井 健	高機能製品カンパニー バイスプレジデント
執行役員	伊左治 勝 義	金属事業カンパニー バイスプレジデント
執行役員	磯 部 毅	中央研究所長
執行役員	渡 辺 宏 行	経営戦略本部 経理・財務部長
執行役員	岩 田 卓	ガバナンス統括本部 副本部長
執行役員	門 脇 勲	人事・総務本部 人事部長
執行役員	田 中 徹 也	加工事業カンパニー バイスプレジデント

注：*の執行役員は、取締役を兼務しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の定めにより、定款において、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間で損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結することができる旨の規定を設けております。当該規定に基づき、当社は、社外取締役全員及び監査役全員との間で、責任限定契約を締結しておりますが、その内容の概要は、次のとおりであります。

①取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との責任限定契約

会社法第423条第1項の責任について、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が職務を行うに当たり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については、当社は、当該取締役を免責する。

②監査役との責任限定契約

会社法第423条第1項の責任について、監査役が職務を行うに当たり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については、当社は、当該監査役を免責する。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		支給人員(名) ^{注1}
		基本報酬 ^{注4}	賞与 ^{注5}	
取締役 (うち社外取締役)	413 ^{注2} (56)	318 (56)	94	12 (4)
監査役 (うち社外監査役)	133 ^{注3} (61)	133 (61)	—	6 (4)

注1：支給人員には、当事業年度中に退任した取締役3名及び監査役1名を含んでおります。当事業年度末日現在の取締役は9名、監査役は5名であります。

注2：取締役の報酬額は、2016年6月29日開催の第91回定時株主総会において、使用人兼務取締役に対する使用人分給与を除き月額49百万円以内（うち社外取締役月額6百万円以内）とご決議をいただいております。

注3：監査役の報酬額は、2007年6月28日開催の第82回定時株主総会において、月額17百万円以内とご決議をいただいております。

注4：取締役の基本報酬のうち、株式取得型報酬は28百万円であります。

注5：取締役の賞与額は、2006年6月29日開催の第81回定時株主総会において、社外取締役以外の取締役に對し年額1億70百万円以内とご決議をいただいております。

(4) 役員報酬等の決定に関する方針

①取締役及び役付執行役員

当社取締役及び役付執行役員の報酬は、企業業績と個人の成果を適正に連動させることを基本方針とし、外部専門家の助言を受けた客観性の高い制度設計を行い、取締役会で承認された内規に基づいて支給しており、定額報酬である基本報酬と業績連動型報酬である賞与で構成しております。

基本報酬は、役位及び個人の成果に応じて、報酬額を決定しております。また、基本報酬の一部は、株式取得型報酬（社外取締役を除く。）として、毎月一定額が当社役員持株会を通じた当社株式の購入費用に充てられます。本報酬に基づき取得した当社株式は、少なくとも在任期間中は売却できないこととしております。これにより、報酬と中長期的な企業業績との連動を図っております。

次に、賞与は、短期的な企業業績に連動する報酬として、当該事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益及び連結経常利益を指標とし、事業年度の終了後、個人の成果も踏まえ、決定しております。なお、賞与は、経営状況や賞与支給の対象となる事業年度の配当額等により、不支給も含めて減額できるものとしております。

社外取締役の報酬は、社外の独立した客観的な立場から取締役の職務執行の妥当性について監督を行う役割を担うことから、定額報酬のみとし、その金額は、取締役会で承認された内規に基づき、個別の事情を踏まえて決定しております。

②監査役

監査役の報酬は、監査役が株主の負託を受けた独立機関として取締役の職務執行に対する監査の職責を負っていることから、企業業績とは連動させず、監査役の協議に基づく適切な水準の報酬としております。

(5) 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況 <small>注1</small>
社 外 取 締 役	得 能 摩 利 子	当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、必要に応じ、グローバルな視点での企業戦略及び経営全般に関する見識を有する取締役としての発言を行っております。
社 外 取 締 役	渡 辺 博 史	当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、必要に応じ、国内外の金融・経済及び経営全般に関する見識を有する取締役としての発言を行っております。
社 外 取 締 役	杉 光	2018年6月22日の就任後、当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、必要に応じ、グローバルな視点での企業戦略及び経営全般に関する見識を有する取締役としての発言を行っております。
社 外 監 査 役	佐 藤 弘 志	当事業年度開催の取締役会17回及び監査役会17回の全てに出席し、必要に応じ、財務・会計及び経営全般に関する見識を有する監査役としての発言を行っております。
社 外 監 査 役	笠 井 直 人	当事業年度開催の取締役会17回中16回及び監査役会17回中16回に出席し、必要に応じ、弁護士としての豊富な経験と経営全般に関する見識を有する監査役としての発言を行っております。
社 外 監 査 役	若 林 辰 雄	2018年6月22日の就任後、当事業年度開催の取締役会13回の全て及び監査役会14回の全てに出席し、必要に応じ、財務・会計及び経営全般に関する見識を有する監査役としての発言を行っております。

注1：取締役会の開催回数については、上記のほか、会社法第370条及び当社定款第27条第3項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回、会社法第372条第1項の規定に基づく取締役及び監査役への通知が1回ありました。

注2：得能摩利子、渡辺博史、佐藤弘志、笠井直人の各氏が当社の社外取締役または社外監査役として在任中、当社の連結子会社である三菱電線工業(株)、三菱伸銅(株)、三菱アルミニウム(株)、立花金属工業(株)及び(株)ガイヤメットにおいて、データの書き換え等の不適切な行為によりお客様の規格値または社内仕様値を逸脱した製品を出荷した事案が判明しました。また、当社直島製錬所において銅スラグ骨材のJIS認証の取消し処分を受けました。

各氏は、各事案が判明するまで、各事案を認識しておりませんでした。日頃から当社取締役会等においてガバナンス体制強化の視点に立った発言を行ってまいりました。各事案の判明後は、事実関係の調査、原因の究明及び再発防止策についての提言を行いました。当社グループのガバナンス体制強化策等の策定後は、その進捗状況を監督するとともに、課題等について取締役会に必要な助言・提言を行うなど、ガバナンス体制の更なる強化に努めております。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

報酬内容	金額
①当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	153百万円 ^{注1}
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額（上記①を含む）	435百万円

注1：当社は、会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、この金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。また、この金額について、監査役会は、報酬の算出根拠、従前の事業年度における当該会計監査人の職務執行状況、取締役その他社内関係部署の意見等に鑑み、相当と判断し、同意しております。

注2：当社の重要な子会社のうち、インドネシア・カパー・スマルティング社、MMCカッパープロダクツ社、MCCデベロップメント社、米国三菱セメント社、ロバートソン・レディ・ミックス社は、有限責任 あずさ監査法人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の計算関係書類（これに相当するものを含む）の監査（会社法及び金融商品取引法〔これらの法律に相当する外国の法令等を含む〕の規定によるものに限る）を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「コンサルティング業務」等を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提案いたします。

5 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

●基本方針

当社取締役会が、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針として決議している内容は、次のとおりであります。

なお、当社は、本年6月の定時株主総会における承認を前提として指名委員会等設置会社へ移行することとしており、基本方針についても適切な見直しを行い、業務の適正を確保するための新たな体制を整備する予定であります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①コンプライアンスをはじめとする取締役及び使用人が遵守すべき企業理念、価値観、行動規範及びビジョン（総称して、以下「企業理念等」という。）・社内規程を定め、企業倫理とコンプライアンス体制を確立する。
- ②職務執行については、法令、定款及び社内規程等に基づき、取締役会、経営会議その他の会議体等により決定する。また、一定の重要事項については、法務担当部署及び関係部署による事前審査を行う。
- ③取締役会において、コンプライアンス一般に関する方針・計画等を決定する。また、取締役または役付執行役員の中から、コンプライアンスに関する事項を分掌する役員を任命するほか、CSR（企業の社会的責任）に関する委員会及びコンプライアンス担当部署を設置し、全社横断的なコンプライアンス推進活動（社内教育を含む。）を行う。
- ④コンプライアンス上の問題がある事項に関する通報窓口を設置する。
- ⑤内部監査担当部署により、各部署におけるコンプライアンスの状況に関して定期的な監査を行う。
- ⑥企業理念等に則り、反社会的勢力とは一切関わりを持たず毅然とした態度で対応するという方針のもと、社内体制を整備して適切な対

応を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会及び経営会議の議事録その他重要情報については、法令、定款及び社内規程等に基づき、適切な保存・管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①重要事項については、法令、定款及び社内規程等に基づき、取締役会及び経営会議その他の当該案件の決定機関において厳正な審査を行う。また、社内規程等に基づき、重要事項については、法務担当部署その他の関係部署において事前審査を行い、リスクの把握及び顕在化防止に努める。
- ②取締役会において、リスク管理一般に関する社内規程、方針・計画等を決定する。また、取締役または役付執行役員の中から、リスク管理に関する事項を分掌する役員を任命するほか、CSRに関する委員会及びリスク管理担当部署を設置し、全社横断的なリスク管理推進活動を行う。
- ③金融取引リスク、信用取引リスク、情報漏洩リスク等、個別のリスクについては、それぞれ社内規程等を定め、適切な管理を行う。
- ④労働災害については、法令等に基づき適切な管理を行う。
- ⑤大規模な事故、自然災害、テロ等による損害の防止を目的とした連絡体制の構築及び対応組織の設置を行う。
- ⑥内部監査担当部署により、各部署におけるリスク管理の状況に関して定期的な監査を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①各取締役について、合理的な職務分掌を定め

るとともに、執行役員制度に基づき執行役員に取締役の職務執行を補助させる。また、社内規程等により、各機関、各部署の職務分掌及び権限を定める。

- ②経営計画を決定の上、その達成に向けて、各部署に対して経営資源・権限の適切な配分を行うとともに、具体的な計画を策定させる。また、取締役は各部署における計画の進捗状況を適宜確認し、必要に応じた措置を講じる。
- ③内部監査担当部署により、各部署の職務執行の効率性に関して定期的な監査を行う。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社グループに共通に適用される企業理念等及び社内規程等に基づき、コンプライアンス及びリスク管理に関して子会社も含めた当社グループとしての活動・対応を推進することなどを通じて、企業倫理の確立並びにコンプライアンス体制及びリスク管理体制（社内教育体制を含む。）の構築を図る。
- ②各子会社について、当社内の対応窓口部署を定め、当該部署が子会社と一定の重要事項について協議、情報交換等を行うことを通じて、子会社ひいては当社グループ全体における経営の健全性、効率性等の向上を図る。
- ③財務報告に係る内部統制に関する諸規程を整備するとともに、評価の仕組みを確立して、当社グループの財務報告の適正性を確保するための体制を構築する。
- ④上記①、②及び③に加え、当社内部監査担当部署により、子会社のコンプライアンス、リスク管理及び経営の効率性等について、定期的な監査を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の業務を補助する部署を設置の上、専

任者を配置する。また、同部署所属員の人事に関する事項のうち、異動については監査役会の同意を取得し、査定・評価については監査役会と協議を行う。

(7) 監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ①取締役及び使用人は、その分掌する業務において会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合及びその他会社に重大な影響を与える事実が認められる場合には、法令その他社内規程に定める方法等により、速やかに監査役または監査役会に適切な報告を行う。また、監査役から業務に関する報告を求められた場合も同様とする。
- ②当社及び子会社の取締役及び使用人等から、コンプライアンス上の問題がある事項に関する通報窓口に通報があった場合には、通報窓口担当部署は、原則として当該通報の内容を監査役に報告する。
- ③当社内部監査担当部署は、当社及び子会社の取締役及び使用人等から聴取した内容及び監査結果のうち、重要な事項を監査役に報告する。
- ④監査役及び監査役会への報告をした者（他の者を介して間接的に報告をした者を含む。）に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、その旨を当社及び子会社において周知する。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針に関する事項

監査役の監査に必要な費用等について予算措置を講じるとともに、それらについて監査役から請求があった場合は、所定の手続に従い、速やかに支払う。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役と代表取締役との間において、定期的
に及び必要あると認める場合は随時意見を交
換する。
- ②監査役に、取締役会のほか、重要な会議に出
席する機会を設ける。

●運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用として実施している主要な取り組みは、次のとおりであります。なお、12～13頁に記載のとおり、品質管理を含むグループガバナンス体制強化のための施策を策定し、順次実行しております。

(1) コンプライアンスに関する取り組み

- ①法令を遵守し、社会的良識に従った健全な企業活動を行うことを謳った企業理念等を当社及び子会社が共有し、当社グループ全体でその周知徹底を図っております。
- ②CSRに関する規程に基づき、CSR担当部署を事務局とする「CSR委員会」を定期的に開催し、コンプライアンス活動全般についての年度方針・計画を審議するほか、当社グループのコンプライアンスに関する状況や内部通報窓口へなされた通報について共有・評価等を行っております。また、当社と子会社が連携し、当社グループが一体となってCSR教育やコンプライアンス上の課題への取り組みを行っております。
- ③品質については、当社グループ全体に適用される規定、指針等を定め、品質管理体制の構築など適切な管理に努めております。

(2) リスク管理に関する取り組み

- ①リスクマネジメントの全社方針と年間計画を策定し、「CSR委員会」、「ガバナンス審議会」にて審議し、経営会議にて決議の上、取締役会等に報告しております。当社及び子会社は、全社方針に従いリスク低減に取り組むべきリスクを特定した上で、適切な対策を講じております。
- ②労働災害については、「ゼロ災労使連絡会」や「グループ安全会議」等の開催を通じて、

管理すべき重点事項の決定、法令改正情報の共有等を行い、適切な対応に努めております。

- ③大規模な事故、自然災害、テロ等については、これらが発生した際の行動基準やBCP（事業継続計画）等を定めているほか、「CSR委員会」及び「危機管理部会」を開催し、平常時及び危機発生時において、損害の拡大防止に努めております。

(3) 経営の健全性・効率性向上に関する取り組み

- ①中期経営戦略及び年度予算を策定し、各部門に経営資源・権限の適切な配分を行った上で、重要な業務執行の状況については取締役会等に報告しております。
- ②常務執行役員以上の役員の担当業務並びに各部署等の担当業務及び権限を明確に定めることなどにより、意思決定と業務執行の適正化・迅速化を図っております。
- ③各子会社について、当社内の担当窓口部署を定め、重要な投資案件やコンプライアンスに係わる問題等について報告を受け、協議、情報交換等を行っております。

(4) 内部監査に関する取り組み

経営監査部は、年度監査計画に基づき、社内各部署及び子会社のコンプライアンス、リスク管理及び経営の効率性等について定期的な監査を行い、監査結果を取締役会等に報告しております。

(5) 監査役監査に関する取り組み

- ①監査役は、取締役会及び経営会議等の重要会議への出席、事業所等の往査、代表取締役との間の意見交換を行っております。
- ②内部監査の結果及び内部通報窓口へなされた通報について、担当部署から監査役に対して定期的に報告しております。
- ③監査役室には専任者を配置するとともに、同部署所属員の異動や評価にあたっては、監査役からの意見聴取等を行い、監査役の監査の実効性を高めております。

6 会社の支配に関する基本方針

(1) 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社の支配権は、原則として当社株式の市場での自由な取引により決定されるべきものであり、株式の大規模買付等（下記(3)②(イ)において定義されます。以下同じとします。）の提案に応じるか否かのご判断についても、原則として、個々の株主の皆様のご自由なご意思が尊重されるべきであると考えております。

しかしながら、株式の大規模買付等の中には、企業価値・株主共同の利益、ひいては中長期的な株主価値（以下、単に「中長期的な株主価値」といいます。）を著しく損なう可能性のあるものや株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれのあるものなど、当社の中長期的な株主価値に資さないものも想定されます。また、当社は、当社株式の大規模買付等を行う者が、当社を取り巻く経営環境を正しく認識し、当社の企業価値の源泉を理解した上で、これを中長期的に確保し、向上させなければ、当社の中長期的な株主価値は毀損される可能性があると考えております。

更に、株主の皆様のご投資行動の自由をできる限り尊重すべきであることは言うまでもありませんが、当社としては、現在のわが国の公開買付制度は、株主の皆様が一定の大規模買付等に応じるか否かをご判断されるために必要な情報を取得し、検討するための時間と手続が必ずしも十分ではなく、中長期的な株主価値が害される可能性もあると考えております。

以上のことから、当社は、上記のような当社の中長期的な株主価値を毀損する可能性のある大規模買付等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切ではないものと考えております。このため、当社は、当社の中長期的な株主価値に反する大規模買付等を抑止するため、当社株式の大規模買付等が行われる場合に、不適切な大規模買付等でないかを株主の皆様がご判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉等を行ったりするための枠組みが必要であると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取り組みの内容の概要

当社は、当社の淵源である金属・石炭の鉱山事業で培った技術等をもとに様々な分野において事業を展開してきました。その結果、現在では、高機能製品、加工、金属、セメント等の事業を行う複合事業集団となっております。また、当社は、様々な事業活動を通して社会に貢献することを企業理念の基本とし、これまで、総合素材メーカーとして、人々が生活する上で欠くことのできない基礎素材を世の中に供給してきました。更に、環境負荷の低減や循環型社会システム構築への貢献を目指し、豊かな社会をつくるために不断の努力を行ってまいりました。当社は、事業活動の発展はもとより、社会との共生も図りながら、株主、従業員、顧客、地域社会、サプライヤーその他多数の関係者を含むステークホルダーの皆様から更なる信頼を得ることにより、中長期的な株主価値の確保・向上に努めてまいりたいと考えております。

このようななかにあつて、当社グループは、10年後を見据えた長期経営方針において、中長期の目標（目指す姿）を「国内外の主要マーケットにおけるリーディングカンパニー」、「高い収益性・効率性の実現」及び「市場成長率を上回る成長の実現」とし、その達成に向けた全社方針を「事業ポートフォリオの最適化」、「事業競争力の徹底追求」及び「新製品・新事業の創出」としております。今後は、2017年度から2019年度までを対象とした「中期経営戦略」に基づき、企業価値の向上に向けて、全社方針を推進するとともに、「イノベーションによる成長の実現」、「循環型社会の構築を通じた価値の創造」、「成長投資を通じた市場プレゼンスの拡大」及び「継続的な改善を通じた効率化の追求」を重点戦略とし、具体的諸施策を実施してまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、上記(2)記載の企業理念と諸施策のもと、今後も当社の中長期的な株主価値の最大化を追求してまいります。その一方で、上記(1)記載のような当社の中長期的な株主価値を毀損する可能性がある大規模買付等が行われる可能性も否定できないと考えております。そこで、当社は、2016年5月12日開催の当社取締役会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を従前のものから一部改定した上で更新すること（改定後の対応策を以下「新対応策」といいます。）を決議し、同年6月29日開催の当社第91回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。

新対応策の概要は、次のとおりであります。なお、新対応策の詳細につきましては、2016年5月12日付のプレスリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」において公表しておりますので、以下の当社ホームページをご参照下さい。

<http://www.mmc.co.jp/corporate/ja/news/press/2016/16-0512b.pdf>

①新対応策の基本方針

当社は、中長期的な株主価値の確保・向上を目的として、当社株式の大規模買付等を行い、または行おうとする者に対し、遵守すべき手続を設定し、これらの者が遵守すべき手続があること、及び、これらの者に対して一定の場合には当社が対抗措置を発動することがあり得ることを事前に警告すること、並びに、一定の場合には当社が対抗措置を実際に発動することをもって当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）といたします。

②新対応策の内容

(イ) 対象となる大規模買付等

新対応策は、以下のa. またはb. に該当する当社株券等の買付けまたはこれに類似する行為（以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象といたします。大規模買付等を行い、または行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め

新対応策に定められる手続に従わなければならないものといいたします。

- a. 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け
- b. 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(ロ) 意向表明書の当社への事前提出

買付者等には、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、新対応策に定める手続を遵守する旨の誓約文言等を日本語で記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を提出していただきます。

(ハ) 情報の提供

意向表明書をご提出いただいた場合には、当社は、買付者等に対して、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を送付いたします。買付者等には、かかる「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」の発送後60日間を、当社取締役会が買付者等に対して情報の提供を要請し、買付者等が情報の提供を行う期間（以下「情報提供要請期間」といいます。）として設定し、情報提供要請期間が満了した場合には、直ちに取締役会評価期間（下記(ホ)において定義されます。以下同じとします。）を開始するものといいたします。ただし、買付者等から合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、情報提供要請期間を必要に応じて最長30日間延長することができるものといいたします。他方、当社取締役会は、買付者等から提供された情報が十分であると判断する場合には、情報提供要請期間満了前であっても、直ちに買付者等に情報提供完了通知（下記(ニ)において定義されます。以下同じとします。）を行い、取締役会評価期間を開始するものといいたします。

(ニ) 情報の開示

当社は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要を開示いたします。また、株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社は、買付者等による情報の提供が十分に

なされたと当社取締役会が認めた場合には、速やかにその旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を開示いたします。

(ホ) 取締役会評価期間の設定

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後または情報提供要請期間が満了した後、大規模買付等の評価・検討を開始いたします。当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）は、大規模買付等の態様に応じて最長60日間または最長90日間といたします。

ただし、取締役会評価期間は当社取締役会が必要と認める場合または独立委員会の勧告を受けた場合には最長30日間延長できるものといたします。

(ヘ) 独立委員会に対する諮問

新対応策においては、対抗措置の発動等に当たって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置しております。

当社取締役会は、買付者等が新対応策に定める手続を遵守しなかった場合、または買付者等による大規模買付等が当社の中長期的な株主価値を著しく損なうものであると認められる場合であって、対抗措置を発動することが相当であると判断する場合には、対抗措置の発動の是非について、独立委員会に対して諮問するものといたします。

(ト) 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、当社取締役会から対抗措置の発動の是非に関する諮問があった場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものといたします。

(チ) 取締役会の決議

当社取締役会は、上記(ト)の独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動に関する決議を行うものといたします。

(リ) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、以下の場合には、株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、株主総会を開催し、対抗措置の発動に関する議案を付議するものといたします（かかる株主総会を以下「株主意思確認総会」とい

ます。）。

- a. 独立委員会が対抗措置の発動についての勧告を行うに際して、対抗措置の発動に関し株主総会の承認を予め得るべき旨の留保を付した場合
- b. 当社取締役会が、株主の皆様のご意思を確認することが相当であると判断した場合

当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従って、対抗措置の発動に関する決議を行うものとしたします。
(ヌ) 大規模買付等の開始時期

買付者等は、当社取締役会が株主意思確認総会を招集することを決定した場合には、当社取締役会が株主意思確認総会の決議に基づく対抗措置不発動の決議を行うまでは、大規模買付等を開始することはできないものといたします。また、株主意思確認総会が招集されない場合においては、取締役会評価期間の経過後にのみ大規模買付等を開始することができるものといたします。

(ル) 対抗措置の中止または撤回

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した場合であっても、以下の場合には、当該対抗措置の中止または撤回について、独立委員会に諮問するものといたします。

- a. 買付者等が大規模買付等を中止もしくは撤回した場合
- b. 当該対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の中長期的な株主価値の確保・向上という観点から、当該対抗措置を維持することが相当地でないと考えられる状況に至った場合

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当該対抗措置を維持することが相当地ないと判断するに至った場合には、当該対抗措置の中止または撤回を決議いたします。

(ロ) 新対応策における対抗措置の具体的内容

新対応策に基づいて発動する対抗措置は、原則として新株予約権の無償割当てといたします。

当該新株予約権は、割当て期日における当社の株主に対し、その所有する当社普通株式1株につき1個の割合で割り当てられます。また、当該新株予約権には、

買付者等別途定める要件に該当する非適格者は行使することができないという行使条件のほか、当社が非適格者以外の者が所有する新株予約権を取得し、これと引き替えに新株予約権1個につき1株の当社普通株式を交付することができる旨の取得条件等が付されることが予定されております。

(フ) 新対応策の有効期間、廃止及び変更

新対応策の有効期間は、2019年6月開催予定の当社第94回定時株主総会終結の時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、以下の場合には、新対応策はその時点で廃止されるものといたします。

- a. 当社の株主総会において新対応策を廃止する旨の議案が承認された場合
- b. 当社の取締役会において新対応策を廃止する旨の決議が行われた場合

また、当社は、法令等の改正に伴うもの等の形式的な事項について、基本方針に反しない範囲で、新対応策を変更する場合があります。

(4) 上記(2)の取り組みが、上記(1)の基本方針に沿い、株主の皆様のご利益を損なうものではなく、当社の役員のご地位の維持を目的とするものではないことに関する取締役会の判断及びその理由

上記(2)の取り組みを通じて、当社の中長期的な株主価値を確保・向上させ、それを当社株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の中長期的な株主価値に反する大規模買付等は困難になるものと考えられ、上記(2)の取り組みは、上記(1)の基本方針に沿うものだと考えております。

従って、上記(2)の取り組みは、当社の株主の皆様のご利益を損なうものではなく、また、当社の役員のご地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(5) 上記(3)の取り組みが、上記(1)の基本方針に沿い、株主の皆様のご利益を損なうものではなく、当社の役員のご地位の維持を目的とするものではないことに関する取締役会の判断及びその理由

上記(3)の取り組みは、十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保の要請に応じない買付者等、及び当社の中長期的な株主価値を著しく損なう大規模買付等を行うおとする買付者等に対して対抗措置を発動できることとすることで、これらの買付者等による大規模買付等を防止するものであり、上記(1)の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みであります。また、上記(3)の取り組みは、当社の中長期的な株主価値を確保・向上させることを目的として、買付者等に対して、当該買付者等が実施しようとする大規模買付等に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要期間の確保を求めるために実施されるものです。更に、上記(3)の取り組みにおいては、株主の皆様のご意思を確認する手続の導入、独立性の高い委員により構成される独立委員会の設置及びその勧告の最大限の尊重、合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定、株主意思確認総会の決議に基づく対抗措置の発動等の、当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記(3)の取り組みの合理性及び公正性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものであります。

従って、上記(3)の取り組みは上記(1)の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様のご利益を損なうものではなく、また、当社の役員のご地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(ご参考)

新対応策は、2019年6月21日に開催予定の当社第94回定時株主総会終結の時をもって有効期間が満了いたします。当社は、2019年4月25日開催の当社取締役会において、本定時株主総会終結の時をもって新対応策を更新せずに廃止することを決議いたしました。

本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率は、表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

以上

連結計算書類

● 連結貸借対照表 2019年3月31日現在

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	909,647
現金及び預金	108,648
受取手形及び売掛金	248,220
商品及び製品	92,452
仕掛品	108,293
原材料及び貯蔵品	134,825
貸付け金地金	99,154
その他	120,954
貸倒引当金	△2,900
固定資産	1,028,622
有形固定資産	687,415
建物及び構築物	157,448
機械装置及び運搬具	243,815
土地	235,664
建設仮勘定	34,211
その他	16,275
無形固定資産	58,740
のれん	40,816
その他	17,924
投資その他の資産	282,467
投資有価証券	236,572
退職給付に係る資産	1,050
繰延税金資産	19,610
その他	29,322
貸倒引当金	△4,088
資産合計	1,938,270

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	728,011
支払手形及び買掛金	147,566
短期借入金	180,100
コマーシャル・ペーパー	5,000
未払法人税等	7,869
賞与引当金	12,872
預り金地金	253,918
たな卸資産処分損失引当金	624
製品補償引当金	1,435
その他	118,623
固定負債	486,921
社債	50,000
長期借入金	259,667
関係会社事業損失引当金	805
製品補償引当金	1,040
環境対策引当金	40,427
繰延税金負債	25,616
再評価に係る繰延税金負債	24,097
役員退職慰労引当金	1,623
退職給付に係る負債	50,003
その他	33,639
負債合計	1,214,933
(純資産の部)	
株主資本	562,659
資本金	119,457
資本剰余金	92,393
利益剰余金	352,932
自己株式	△2,123
その他の包括利益累計額	70,922
その他有価証券評価差額金	51,220
繰延ヘッジ損益	124
土地再評価差額金	33,023
為替換算調整勘定	△5,828
退職給付に係る調整累計額	△7,617
非支配株主持分	89,754
純資産合計	723,337
負債純資産合計	1,938,270

注：記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

● 連結損益計算書 2018年4月1日から2019年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	1,662,990
売上原価	1,469,911
売上総利益	193,078
販売費及び一般管理費	156,217
営業利益	36,861
営業外収益	32,412
受取利息	1,254
受取配当金	19,577
固定資産賃貸料	5,123
持分法による投資利益	3,594
その他営業外収益	2,861
営業外費用	18,593
支払利息	4,855
鉱山残務整理費用	3,382
固定資産賃貸費用	3,043
固定資産除却損	2,435
その他営業外費用	4,876
経常利益	50,679
特別利益	7,919
固定資産売却益	5,021
投資有価証券売却益	1,596
その他特別利益	1,301
特別損失	22,253
減損損失	8,440
環境対策引当金繰入額	6,630
投資有価証券評価損	3,376
製品補償引当金繰入額	2,529
その他特別損失	1,275
税金等調整前当期純利益	36,345
法人税、住民税及び事業税	16,187
法人税等調整額	12,550
当期純利益	7,606
非支配株主に帰属する当期純利益	6,307
親会社株主に帰属する当期純利益	1,298

注：記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

● 連結株主資本等変動計算書 2018年4月1日から2019年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2018年4月1日 残高	119,457	92,422	361,430	△2,089	571,222
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△11,786		△11,786
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,298		1,298
土地再評価差額金取崩額			48		48
連結子会社増加に伴う増加額			1,940		1,940
持分法適用関連会社の減少 に伴う増加額			0		0
自己株式の取得				△36	△36
自己株式の処分		△0		1	1
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		△28			△28
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△29	△8,498	△34	△8,562
2019年3月31日 残高	119,457	92,393	352,932	△2,123	562,659

	その他の包括利益累計額						非支配 株主持分	純資産 合計
	その他有 価証券評 価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
2018年4月1日 残高	95,487	1,068	33,071	△10,312	△8,066	111,249	86,023	768,495
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△11,786
親会社株主に帰属する 当期純利益								1,298
土地再評価差額金取崩額								48
連結子会社増加に伴う増加額								1,940
持分法適用関連会社の減少 に伴う増加額								0
自己株式の取得								△36
自己株式の処分								1
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動								△28
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△44,267	△944	△48	4,484	448	△40,326	3,730	△36,595
連結会計年度中の変動額合計	△44,267	△944	△48	4,484	448	△40,326	3,730	△45,158
2019年3月31日 残高	51,220	124	33,023	△5,828	△7,617	70,922	89,754	723,337

注：記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

● 貸借対照表 2019年3月31日現在

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	448,221
現金及び預金	17,395
受取手形	2,765
売掛金	77,097
商品及び製品	38,088
仕掛品	41,254
原材料及び貯蔵品	65,358
前渡金	21,922
前払費用	739
短期貸付金	7,923
未収入金	15,659
貸付け金地金	99,154
保管金地金	52,625
その他	8,657
貸倒引当金	△421
固定資産	821,535
有形固定資産	319,301
建物	57,600
構築物	33,908
機械及び装置	83,308
船舶	0
車両及び運搬具	132
工具器具及び備品	3,356
土地	128,221
リース資産	745
建設仮勘定	10,949
立木	1,078
無形固定資産	2,900
鉱業権	412
ソフトウェア	2,168
リース資産	57
その他	261
投資その他の資産	499,333
投資有価証券	165,057
関係会社株式	304,938
関係会社社債	4
出資金	66
関係会社出資金	2,131
長期貸付金	6
関係会社長期貸付金	36,531
前払年金費用	489
その他	5,157
投資損失引当金	△27
貸倒引当金	△15,022
資産合計	1,269,756

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	467,441
支払手形	1,285
買掛金	32,797
短期借入金	94,047
コマーシャル・ペーパー	5,000
リース債務	270
未払金	5,102
未払費用	26,939
未払法人税等	621
前受金	2,797
未成工事受入金	13,756
前受収益	207
賞与引当金	4,215
従業員預り金	8,683
設備関係支払手形	1,169
設備関係未払金	13,259
資産除去債務	580
預り金地金	253,918
その他	2,789
固定負債	338,452
社債	50,000
長期借入金	194,726
リース債務	447
繰延税金負債	12,529
再評価に係る繰延税金負債	21,203
退職給付引当金	10,304
関係会社事業損失引当金	742
環境対策引当金	40,427
資産除去債務	452
受入保証金	4,637
その他	2,981
負債合計	805,894
(純資産の部)	
株主資本	388,664
資本金	119,457
資本剰余金	113,000
資本準備金	85,654
その他資本剰余金	27,346
利益剰余金	158,323
その他利益剰余金	158,323
探鉱積立金	13
繰越利益剰余金	158,309
自己株式	△2,116
評価・換算差額等	75,197
その他有価証券評価差額金	47,354
繰延ヘッジ損益	△257
土地再評価差額金	28,099
純資産合計	463,862
負債純資産合計	1,269,756

注：記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

トピックス等

● 損益計算書 2018年4月1日から2019年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	852,820
売上原価	812,528
売上総利益	40,291
販売費及び一般管理費	51,240
営業損失	10,949
営業外収益	38,753
受取利息	742
受取配当金	31,827
固定資産賃貸料	4,836
雑収入	1,347
営業外費用	22,635
支払利息	2,052
固定資産賃貸費用	3,139
鉱山残務整理費用	3,335
固定資産除却損	2,658
貸倒引当金繰入額	9,416
雑損失	2,031
経常利益	5,169
特別利益	1,626
投資有価証券売却益	1,190
投資損失引当金戻入額	235
関係会社株式売却益	150
固定資産売却益	50
特別損失	11,511
環境対策引当金繰入額	6,630
関係会社株式評価損	3,142
減損損失	380
その他特別損失	1,358
税引前当期純損失	4,715
法人税、住民税及び事業税	140
法人税等調整額	8,713
当期純損失	13,568

注：記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

● 株主資本等変動計算書 2018年4月1日から2019年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本										自己株式	株主資本合計
	資本剰余金				利益剰余金					利益剰余金合計		
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金							
					固定資産圧縮積立金	固定資産圧縮特別勘定積立金	探鉱積立金	繰越利益剰余金				
2018年4月1日残高	119,457	85,654	27,346	113,000	6,761	526	13	176,243	183,545	△2,082	413,921	
事業年度中の変動額												
任意積立金の積立							13	△13	-		-	
任意積立金の取崩					△6,761	△526	△13	7,302	-		-	
剰余金の配当								△11,786	△11,786		△11,786	
当期純損失								△13,568	△13,568		△13,568	
土地再評価差額金取崩額								133	133		133	
自己株式の取得										△36	△36	
自己株式の処分			△0	△0						1	1	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)												
事業年度中の変動額合計	-	-	△0	△0	△6,761	△526	-	△17,933	△25,221	△34	△25,256	
2019年3月31日残高	119,457	85,654	27,346	113,000	-	-	13	158,309	158,323	△2,116	388,664	

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
2018年4月1日残高	90,186	761	28,233	119,181	533,103
事業年度中の変動額					
任意積立金の積立					-
任意積立金の取崩					-
剰余金の配当					△11,786
当期純損失					△13,568
土地再評価差額金取崩額					133
自己株式の取得					△36
自己株式の処分					1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△42,831	△1,018	△133	△43,984	△43,984
事業年度中の変動額合計	△42,831	△1,018	△133	△43,984	△69,240
2019年3月31日残高	47,354	△257	28,099	75,197	463,862

注：記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

● 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

三菱マテリアル株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 浜 嶋 哲 三 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 上 坂 善 章 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 高 野 浩 一 郎 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三菱マテリアル株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱マテリアル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

● 会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

三菱マテリアル株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 浜 嶋 哲 三 ㊟

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 上 坂 善 章 ㊟

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 高 野 浩 一 郎 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三菱マテリアル株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

● 監査役会監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第94期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き、その事業の報告を受け、調査いたしました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載されているとおり、2017年11月から2018年6月にかけて公表いたしました、当社グループにおける過去の不適合品の出荷事案に対して、当社及びグループ会社では「当社グループの品質管理に係るガバナンス体制の再構築」及び「当社グループのガバナンス体制強化策」を実行しております。

監査役会では、今後も、この諸施策の進捗状況を継続的に監視及び検証してまいります。

更に、子会社監査役との連携強化による情報の早期把握と対応などに努めるために「監査役監査の実効性強化策」を実施中であります。

- ④事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」（会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社従業員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月10日

三菱マテリアル株式会社 監査役会

常勤監査役	久保田	博	Ⓜ
常勤監査役	福井	総一	Ⓜ
常勤監査役	佐藤	弘志	Ⓜ
監査役	笠井	直人	Ⓜ
監査役	若林	辰雄	Ⓜ

(注) 常勤監査役佐藤弘志、監査役笠井直人及び監査役若林辰雄は、会社法第2条第16号及び会社法第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

コーポレート・ベンチャーファンドの設立

当社と日本材料技研株式会社(以下「日本材料技研」)の100%子会社であるJMTCキャピタル合同会社(以下「JMTCキャピタル」)の共同出資により、材料技術を有するベンチャー企業を投資対象とするコーポレート・ベンチャーファンド「MMCイノベーション投資事業有限責任組合」(以下「MMCファンド」)を設立いたしました。

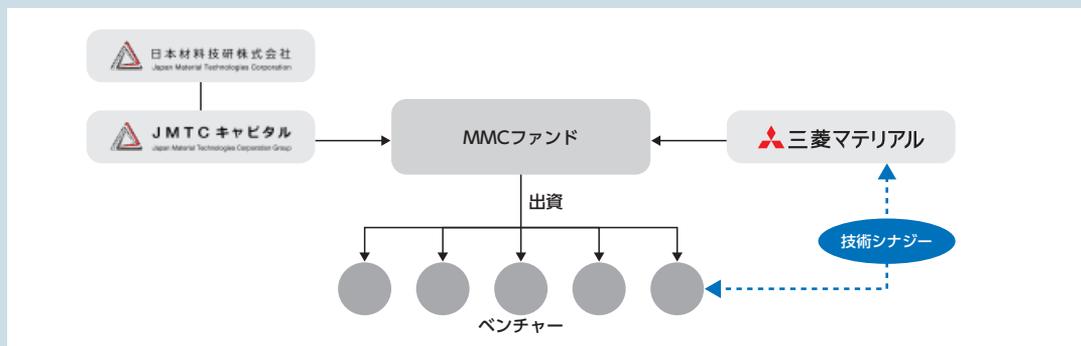
当社は中期経営戦略において「次世代自動車、IoT・AI」を当社グループが捉えるべき重要な社会ニーズの一つと位置付け、新製品・新事業の創出・育成を推進しております。

日本材料技研グループであるJMTCキャピタルは材料系ベンチャー企業に関する豊富なネットワークとベンチャー育成実績を有しており、同社をパートナーにファンドを設立することで、将来的に当社と技術シナジーが期待できるベンチャー企業に対してより迅速かつ効果的なアプローチが可能となります。

当社グループは、長期経営方針に基づき、今後も独自の技術に国内外の最先端技術を融合した製品開発により、社会に貢献してまいります。

MMCファンドの概要

ファンド名 : MMCイノベーション投資事業有限責任組合
設立日 : 2019年3月1日
運営会社 : JMTCキャピタル合同会社
運用期間 : 2028年12月31日まで
ファンド規模 : 10億円
投資対象 : 次世代電池関連の材料技術、金属加工関連の材料技術、低炭素関連のプロセス技術等を有する国内外のベンチャー企業



「北米テクニカルセンター(MTEC North Carolina)」をリニューアルオープン

当社加工事業カンパニーは、国内外においてテクニカルセンターを展開し、総合的なソリューションを提供する体制を整備しております。その一環として、2018年10月に、北米地域の切削加工ユーザーに対する技術サポート強化を目的に、「北米テクニカルセンター(MTEC North Carolina)」をイリノイ州からノースカロライナ州へ移転しリニューアルオープンいたしました。

北米テクニカルセンターは、米国三菱マテリアル社切削工具部門の技術サポート拠点であり、お客様や販売代理店向けの教育研修やお客様への切削工具の技術支援及びソリューションを提供すべく、経験豊かな技術スタッフを配置するほか、高性能なCNC設備*も保有しており、ユーザー立ち合いのもとで最適な加工条件の提案を行っております。

※CNC設備

CNCは、Computerized Numerical Controlの略。工具の移動量や移動速度などをコンピューターによって数値で制御する機械工作設備。

北米テクニカルセンター内観



北米テクニカルセンターのリニューアルオープンにより、医療、航空宇宙、自動車、石油・天然ガス、エンジニアリングといった産業分野で増え続ける、お客様のニーズに合ったリソース・技術・ソリューションを充実させ、引き続き米国、カナダ、中央アメリカの市場における存在感を高めてまいります。

当社加工事業カンパニーは、中期経営戦略における中長期目標として「高付加価値製品、サービス・ソリューションを提供できるグローバルプレーヤー」を掲げております。日本を含めて、世界に展開しているテクニカルセンターを拠点として切削工具の利用技術支援及びソリューションを提供し、グローバルプレーヤーとしての更なる飛躍を目指してまいります。

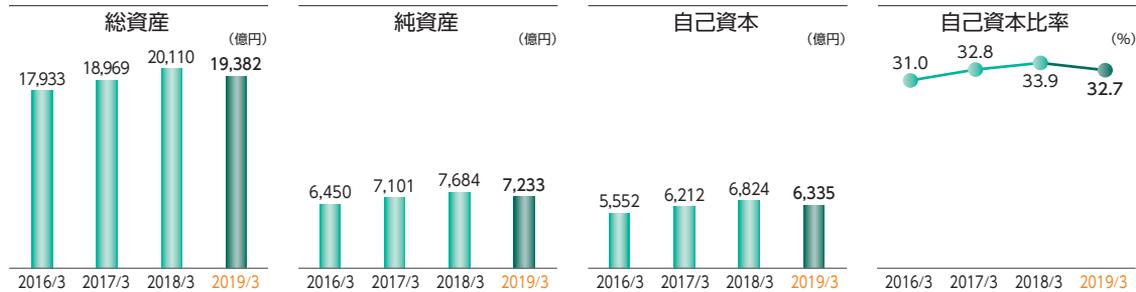
テクニカルセンター拠点(2019年5月末時点)



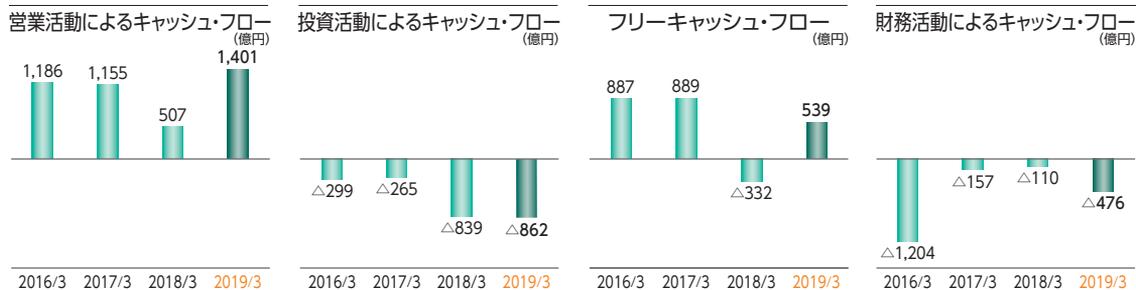
- ① 東日本テクニカルセンター(MTEC Saitama, 埼玉県)
- ② 中部テクニカルセンター(MTEC Gifu, 岐阜県)
- ③ 天津テクニカルセンター(MTEC Tianjin, 中国)
- ④ 北米テクニカルセンター(MTEC North Carolina, 米国)
- ⑤ 欧州テクニカルセンター(MTEC Valencia, スペイン)
- ⑥ 東南アジアテクニカルセンター(MTEC Bangkok, タイ)

連結主要財務指標

総資産等

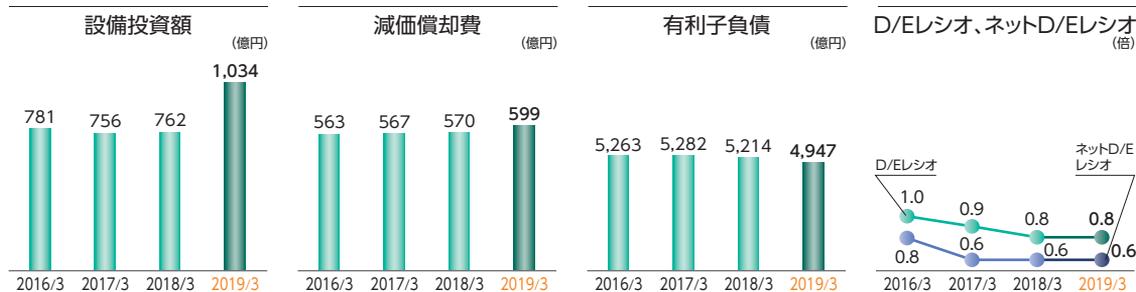


キャッシュ・フロー



※フリーキャッシュ・フロー＝
営業活動によるCF+投資活動によるCF

設備投資額、減価償却費



株主メモ

事業年度 4月1日～翌年3月31日	公告方法 電子公告 但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載いたします。 [掲載アドレス] http://www.mmc.co.jp
定時株主総会 6月	
同総会議決権行使 株主確定日 3月31日	
期末配当金支払 株主確定日 3月31日	株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 特別口座管理機関 (お問合せ先)三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 電話:0120-232-711 (平日9:00-17:00) (郵送先)〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
中間配当金支払 株主確定日 9月30日	
単元株式数 100株	

株式に関するお手続きについて

株式のご所有状況によってお手続き窓口が異なります。

お手続き、ご照会の内容	証券会社等の口座を開設されている場合	証券会社等の口座を開設されていない場合
◎住所・氏名等の変更 ◎単元未満株式の買取・買増請求 ◎配当金の受領方法のご指定	口座を開設されている証券会社等	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 電話:0120-232-711 (平日9:00-17:00)
◎支払期間経過後の配当金に関する ご照会 ◎株式事務に関する一般的なお問合せ	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 電話:0120-232-711 (平日9:00-17:00)	

株式に関する 「マイナンバー制度」の ご案内

市区町村から通知されたマイナンバーは、株式の税務関係の手続きで必要となります。このため、株主の皆様から、口座を開設されている証券会社等へマイナンバーをお届出いただく必要があります。

 **三菱マテリアル株式会社**

<http://www.mmc.co.jp>